

太田市健康づくり推進協議会設置要綱

(趣旨)

第1条 太田市における総合的な健康づくり対策を推進することにより、市民各個人が、栄養、運動及び休養の調和した日常生活を送り、健康の保持増進を図ることを目的に、太田市健康づくり推進協議会（以下「協議会」という）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 太田市における保健事業の実施に関すること。
- (2) 太田市健康づくり計画の推進に関すること。
- (3) その他健康づくりの推進に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、会員12人以内をもって組織する。

- 2 会員は、関係行政機関、保健医療関係団体、健康づくり関係団体の代表者及び健康づくりに関して識見を有する者のうちから市長が委嘱する。

(会員の任期)

第4条 会員の任期は、2年とする。ただし、補欠の会員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 会員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に、会長1人及び副会長2人を置き、会員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、協議会の会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、あらかじめ会長が定める順序により、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 協議会は、会員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席した会員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 協議会は、必要と認めるときは、会員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、健康医療部健康づくり課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱の施行に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成20年8月1日から施行する。

(招集の特例)

2 第6条第1項の規定にかかわらず、この要綱の施行後最初に行われる会議は、市長が招集する。

